

# 会報

贈呈

'94

第127号

[座談会] 最高裁総務局・人事局各課長，参事官を囲む座談会……………

[実務研究]

債権執行配当書記官事務支援ソフト 本田 浩二  
「楽太郎」の開発について …… 千葉 博 118  
斉藤 勇  
狩原 元  
菊地 弘恭

選択式の家事調停条項起案用紙の作成及び  
ワープロによる調書作成事務との連動化  
—事務処理上の一考察— …… 渡辺 淳 140

[本部と支部との交流会だより]

名古屋・高松・広島・仙台・札幌・大阪・福岡・東京各高裁管内… 141

[民事実務相談室]

民事実務相談室④ …… 本部実務研究室民事班… 157

民訴法改正要綱試案に対する全国書記官協議会としての意見 …… 18



青森地・家・簡裁合同庁舎

全国裁判所書記官協議会

# 全国書協会報〔季刊〕第127号

## 目 次

|  |                                      |                          |
|--|--------------------------------------|--------------------------|
| 〔巻頭言〕  | 松浦副会長                                | 1                        |
| 〔座談会〕  |                                      |                          |
| 最高裁総務局・人事局各課長，参事官を囲む座談会                              |                                      | 2                        |
| 〔実務研究〕   |                                      |                          |
| 債権執行配当担当書記官事務支援ソフト「楽太郎」の開発について                       | 本千<br>田葉<br>浩博<br>二志<br>勇元<br>恭<br>弘 | 118(1)                   |
| 選択式の家事調停条項起案用紙の作成及びワープロによる<br>調書作成事務との連動化—事務処理上の一考察— | 渡 辺 淳                                | 140(1)                   |
| 〔本部と支部との交流会だより〕                                      | 名古屋・高松・広島・仙台・札幌・大阪・福岡・東京各高裁管内        | 141                      |
| 〔民事実務相談室〕  |                                      |                          |
| 民事実務相談室④   | 本部実務研究室民事班                           | 153                      |
| 民訴法改正要綱試案に対する全国裁判所書記官協議会としての意見                       |                                      | 180                      |
| 裁判所書記官研修所「所歌（その二）」入選作品について                           | 書研「所歌（その二）」公募選定委員会                   | 199                      |
| <hr/>  |                                      |                          |
| 本部だより  | 179                                  | 〈編集手帖カット文字〉の解説…小林保佳… 201 |
| 支部役員名簿   | 26, 178                              | 〈俳句〉かすみ俳句会… 198          |
| 判例要旨紹介   |                                      |                          |
| 民事—最高裁判所判例要旨（平成5年4月～9月）                              |                                      | 183                      |
| 刑事—最高裁判所判例要旨（平成5年5月～11月）                             |                                      | 186                      |
| 下級裁判所判例要旨（平成5年1月11日～3月31日）                           |                                      | 188                      |
| 家事—最高裁判所判例要旨（平成4年11月16日～平成5年3月29日）                   |                                      | 192                      |
| 下級裁判所判例要旨（平成3年3月4日～平成5年3月29日）                        |                                      | 193                      |
|  |                                      | 〈巻頭言カット…後藤三男（元千葉地裁）〉     |
|  |                                      | 〈編集手帖カット…小林保佳（元長野地裁）〉    |

とき 平成6年6月3日  
ところ 半蔵門会館

# 各課長、参事官を囲む

## マ 一 テ

- 一 書記官の給与上の諸問題について
  - 1 平成六年度の級別定数、特に書記官の格付関係
  - 2 大量に任命された書記官の少量退職期における給与上の処遇
  - 3 書記官への付加時間の廃止と給与等への影響
- 二 書記官の任用上の諸問題について
  - 1 書記官の年度別退職予定と今後の任用計画
  - 2 大量に任命された若手書記官の少量退職期における処遇と展望
  - 3 産前産後休暇、育児休業等に伴うその期間中の臨時的任用者（代替要員）の確保の現状と今後の方針
  - 4 女子職員の当直勤務の実態
- 三 書記官の研修等に関する諸問題について
  - 1 書記官の養成及び研修体系の現状と将来の構想
  - 2 O A 研修の現状と展望
  - 3 在外研究の実施状況と今後の方針等
- 四 新しい東京簡裁の開庁に伴う書記官事務等について
  - 1 新しい東京簡裁の開庁時期・組織
  - 2 新しい東京簡裁の書記官事務の特色
- 五 O A 機器の活用について
  - 1 裁判事務におけるO A 化の現状と今後の展望
  - 2 調書作成用のO A 機器の現状と今後の展望
- 六 書記官事務に関する最近の動向について
  - 1 民事訴訟法の改正と書記官の審理充実事務
  - 2 刑事・家事・少年事件における書記官の役割
  - 3 勤務時間の短縮と書記官事務の改善
  - 4 東京地裁執行部における業務委託
  - 5 最近の書記官事務の過誤事例と過誤防止対策
- 七 速記問題の検討
- 八 総務局第三課の当面の施策等について
  - 1 判決原本の移管
  - 2 通達の改正
  - 3 訟廷執務資料の刊行
  - 4 裁判事務能率器具等の配布と消耗品の節約
  - 九 その他について
    - 1 法廷等における緊急事態の対応策
    - 2 人事局任用課の新参事官室

齊藤総務部長 本日は、お忙しい中を書記官協議会のために時間を割いていただきましてありがとうございます。はじめさせていただきます。初めに、当協議会の大林会長が御挨拶を申し上げます。

大変御多忙中のところ、書協との座談会に御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

大森会長 本日は、総務局、人事局の課長、参事官を囲む座談会局の課長、参事官におかれましては、素、書記官の執務の在り方あるいは、

特集／座談会

# 最高裁総務局・人事局

事務局の各課長、参事官を囲む座談会

局の課長、参事官におかれましては、

素、書記官の執務の在り方をさしだ

処遇等につきまして、種々御配慮、

御尽力いただいております。この席を借りて厚くお礼申し上げます。

御承知のように、書協では毎年、

この座談会の機会を設けていただき

まして、書記官の処遇等の人事上の

問題、あるいは書記官事務処理上の

問題等につきまして、非常に有益な

お話を伺わせていただいております。

先日も、書協の機関誌を見ていま

したところ、この座談会が昭和40年

ころから開かれており、当時、「訟廷

事務主任」の名称改正についての座

談会も持たれているのを見まして、

その歴史を今更のように実感した次

第であります。

この座談会は、このように歴史も古く、各書記官が、現在の書記官事務の処理について見直しを図り、あるいは書記官制度について問題点を見出し、ひいては将来を展望するといった観点からも貴重な機会であります。

書記官事務の関係では、民事訴訟

手続に関する改正要綱草案も出され、書協としても、これに対し、

最高裁民事局及び法務省民事局へ意見を提出したところでありますが、

その動向は書記官の大きな関心を集めております。

また、大量退職がほぼ終局段階と

なつた今、今後の書記官の人事上の諸問題はどうか考えていけばいいのかわ

といったことも書記官にとつては大変関心の深いところであります。

書協としましては、この機会に、

当局の施策や方針をお伺いして、これを広く会員に伝え、書記官の充実、

発展に役立てていきたいと考えております。

今回も座談会のテーマは、書記官事務及び人事上の問題等多岐にわたっています。どうぞよろしくお願いたします。

齊藤総務部長 それでは、これからの進行は、書協側の企画調査部長の新保が担当しますので、よろしく

## 出席者

### 最高裁判所側

|          |    |    |
|----------|----|----|
| 総務局第一課長  | 服部 | 悟  |
| 同第二・第三課長 | 小池 | 裕  |
| 同参事官     | 坂井 | 邦雄 |
| 人事局給与課長  | 中山 | 隆夫 |
| 同参事官     | 河野 | 正道 |

### 書記官協議会側

|             |    |     |
|-------------|----|-----|
| 会長          | 大林 | 快行  |
| 副会長         | 松浦 | 洋一郎 |
| 同事務局長       | 飯島 | 章憲  |
| 同総務部長       | 山崎 | 茂雄  |
| 同経理部長       | 斉藤 | 徳治  |
| 同企画調査部長     | 青木 | 保和  |
| 同副部長        | 新長 | 田正  |
| 同部員         | 杉本 | 杉泰  |
| 同編集部長       | 上杉 | 公宏  |
| 同副部長        | 森  | 秀夫  |
| 書記官制度研究会委員長 | 茶川 | 秀夫  |

(本座談会には、人事局の金井任用課長が出席の予定のところ、急用のため欠席された。)

お願いします。

新保企画調査部長 企画調査部長を担当しております新保でございます。これからの進行は、私が担当して進めたいと思いますので、よろしくお願いします。早速ですが、お手元に配布させていただきましたテーマの順に進行させていただきます。

まず第一に書記官の給与上の諸問題であります。このテーマにつきましては、例年お聞きしている問題で、書記官層の関心の高い問題です。本年度の級別定数、特に書記官の格付関係における運用方針等についてお聞かせください。あわせて、少量退職期における書記官の給与上の問題、それと書記官への付加時間が廃止されましたが、書記官の調整手当は、今後どのようなものか、お話しただけることがあれば、お聞かせください。

一 書記官の給与上の諸問題について

中山給与課長

1 平成六年度の級別定数、特に書記官の格付関係  
平成六年度予算が正式に成立して

いない段階ではあります。同予算案を基に書記官を中心とした級別定数の改定状況とその運用方針について、概要を説明することにします。



(中山給与課長)

まず、級別定数の改定については、裁判所職員の大量退職による年齢構成の若返り及び深刻な財政状況見通しの悪化という非常に厳しい状況下ではありましたが、全体としては前年度並の実績を確保し、部分的には前年度の実績を上回るなど、相当の成果を上げることができました。

(1) 一級以上関係  
平成六年度は、家裁首席書記官の一級切上げが認められました(一級首席書記官 地裁一〇〇ポスト中一三、家裁六三ポスト中九)。また、指定職ポストの拡充については、重点項目の一つとして折衝してきましたが、平成四年度の福岡高

裁、平成五年度の名古屋高裁の各事務局長に続き、三年連続の形で広島高裁事務局長の指定職格付が認められた(高裁事務局次長としては五ポスト目)ことも大きな成果であったと思います。

なお、このほかに地裁事務局長及び家裁事務局長各一の一級格付が認められました(一級事務局長 地裁五〇ポスト中二五、家裁五〇ポスト中一六)。

(2) 一〇級関係  
地・家裁首席書記官の一〇級定数の拡大についても引き続き努力した結果、平成六年度は四(前年度四)の切上げが実現しました。

一〇級は、行政省庁では、地・家裁に相当する府県単位機関でも「特に困難な事務を所掌する機関の長」について認められる高い格付であり、書記官が裁判部門の基幹職種であることや従来からの格付の高さ等が評価された結果、引き続き切上げが認められたものと考えています。この結果、地・家裁首席書記官合計一六三(一級二二、一〇級七二、九級二七〇)のうち一〇級以上は、九三(五七・一%)となりま

した。

このほかに地裁事務局次長についても一の切上げが認められました。

(3) 九級関係

平成六年度は、地裁次席書記官について四(前年度三)の九級切上げを実現することができました。

そもそも九級は、行政省庁では、「困難な業務を所掌する府県単位の機関の長」についてようやく認められる格付であり、裁判部門のナンバー2の立場にある次席書記官をこれに格付するには種々の困難がありました。折衝を重ねた結果、昨年度を上回る切上げを実現することができたことは、極めて大きな成果の一つであったと言えます。

このほかに高裁事務局課長一、地・家裁事務局次長五について切上げが認められ、九級全体では、昨年度を上回る一〇(前年度八)の切上げが実現しました。

また、官職の増設については、大都市集約簡裁の組織整備のため、東京地裁及び大阪地裁の既設の簡裁担当事務局次長各一を簡裁事務部長に、また、次席書記官各一を簡裁首席書記官にそれぞれ振り替えること

を実現すると、大きな成果を上げ

(1) 九級以上について

かどうかを慎重に検討し、処遇の改善

書記官の格付関係  
平成六年度予算が正式に成立して

ては、重点項目の一つとして折衝してまいりましたが、平成四年度の福岡高

上は、九三（五七・一％）となりま

席書記官にそれぞれ振り替えること

もに、新たに東京簡裁首席書記官一  
の増設が認められたことも大きな意  
義があるものと考えています。

以上の結果、地・家裁次席書記官  
については、八七ポスト中四三（四  
九・四％）が、地・家裁事務局次長  
については、一一五ポスト中八三（七  
二・二％）が九級以上に格付けられ  
ることとなりました。

#### (4) 八級以下関係

八級以下の定数改定折衝における  
本年度の特筆すべき成果としては、  
主任書記官の増設があげられます。

これは、来るべき少量退職期には昇  
任機会の減少が予測されますが、そ  
のような状況下であって、どのよう  
にして書記官の昇任ポストの確保を  
図っていくかという観点から検討し  
た結果、一つの方策として主任書記  
官の増設が非常に有力かつ重要であ  
るとの認識に達し、昭和四九年度以  
来二〇年ぶりに増設要求に踏み切っ  
たものです。

増設の折衝は、主任書記官が格付  
において本庁課長並のポストである  
ので、非常に難航しましたが、事件  
が複雑困難化してきていること等を  
力説した結果、本年度は一八の増設

を実現するという大きな成果を上げ  
ることができました。

今後到来する少量退職期にあつて  
は、ポストに就く時期が現在より遅  
くなり、それに伴い昇格時期が遅れ  
てくることを避けられません。その  
ような状況を見越して、現時点から  
主任書記官の増設を図ることは、昇  
任ポストの確保という意味で大きな  
意義があり、今後も引き続き増設に  
向けての努力を続けていきたいと考  
えています。

このほかの折衝においては、大量  
退職期を経過したとしてあらゆる官  
職及び級にわたって定数回収を迫ら  
れるという状況下で、当局としては、  
何とか定数回収を防ぎつつ、逆に少  
しでも定数の改定を実現するよう努  
力してきました。その結果、書記職  
については、昨年度と同様、一切切  
上げが認められないという厳しい結  
果となりましたが、引き続き定数  
回収を回避する形で決着するという  
成果を収めたほか、その他の官職、  
級については、八級一二（前年度一  
〇）、七級一五（前年度一三）と昨年  
度を上回る切上げを実現しました。

#### (二) 昇格の運用

##### (1) 九級以上について

九級以上の昇格運用については、  
定数状況をにらみながら、庁の規模  
等に従って標準ポストを設定し、こ  
れに就いた者については、他との均  
衡を考慮しながらも、できるだけ早  
い時期に昇格を実施し、それ以外の  
比較的規模の小さい庁の場合にも、  
当人のいわゆる属人的要素の伸びや  
退職時期等を勘案しながら積極的に  
昇格を実施しているのが実情です。

##### (2) 八級以下について

書記官八級以下の昇格基準につい  
ては、基本的には昨年度と同様の方  
針で臨んでいます。具体的な昇格  
水準は年々改善されてきており、ほ  
ぼぎりぎりの水準にまで緩和されて  
きていると考えています。

##### (三) まとめ

このように、書記官の級別定数面  
における格付については、その法律  
専門職としての職務内容の複雑、困  
難性を極力強調してその改善に努め  
てきました。さらに、中期的には、  
懸案である民事訴訟法の改正により  
書記官の職責が拡充されるような事  
態が生じてくれば、級別定数の拡大  
等の局面で新たな主張が可能となる

かどうかを慎重に検討し、処遇の改  
善に努力していきたいと考えていま  
す。

昇格運用についても、先に説明し  
たとおり、定数折衝を巡る情勢には  
厳しいものがありますが、今後とも  
従前同様の方針で臨んでいきたいと  
考えています。

2 大量に任命された書記官の少  
量退職期における給与上の処遇

##### (一) 現在の定数状況

大量退職の進行により、裁判所職  
員の年齢構成が大幅に若返り、その  
結果、級別定数の構成と現在員との  
ギャップも広がり、概括的に言えば、  
上位の級に相当の空きが出ている反  
面、下位の級では相当数の過員が出  
ており、上位級の定数を流用してい  
る状況にあります。

財政当局は、このような状況を前  
提に、定数の回収（Ⅱ定数切下げ）  
を強く迫ってきているところであり  
ます。

(二) 少量退職期における定数状況  
現在の定数状況は前述のとおりで  
すが、今後到来する少量退職期にお  
いては、大量退職期に大量採用した  
職員が昇格の対象となつてきて、定

数状況は急激に逼迫していくことが予想されます(この前兆として、書記官四級、五級昇格数が著しく増大しています)。

これに対して、現在の書記官の昇格水準は、かつての大量退職期に入る前の水準と比較すれば相当改善されたものになっていることから、現在の級別定数を前提にすると、将来の少量退職期においては、現行の水準を維持することすら困難になりかねないのではないかと予想していません。

しかし、現在の定数構成は、これまで定数の回収に依ってきた分はともかくとして、ほぼ限界近くまで切り上げられた姿となっていることから、少量退職期においても大幅な定数切上げは望み得ないものと考えざるを得ません。

### (三) 現段階の対応

年齢構成の変化を背景に、財政当局は定数回収を強く迫っています。一旦回収されてしまうと、将来定数が必要とする時点で、回収された分だけ再度切上げが認められる保証があるわけはありません。したがって、現時点での回収はできる限

り回避し、仮に、回収に依じざるを得ないにしても、それを最小限に食い止める必要があります。先に説明しましたような財政当局からの定数回収要求に対する対応は、正にこのような観点から行っているものであり、必ずしも現時点で定数を使う必要があるから定数回収に抵抗しているわけではありません。

また、回収を免れ得た定数についても、将来の処遇の一貫性を維持するために、その相当数をリザーブしておく必要があると考えています。

本年度、定数の回収を回避できた要因としては、これまでの裁判所の厳格な定数運用について財政当局の一定の理解が得られたことが大きいのでありますから、今回、定数の回収を免れたからといって、一挙に昇格水準を緩和してしまうと、再び厳しく定数回収を迫られることは避けられません。このため、現時点における昇格水準の緩和は、将来の処遇の一貫性の確保にも支障を来しかねないことを理解していただきたいと思えます。

以上述べたことは、主として、ポストと関係なく昇格可能な級における

の対応です。これに対して、ポストに就くことが前提となる主として八級以上の級への昇格については、少量退職期においては、ポストに就く時期が現在より遅くなることが必至であり、それに伴い昇格時期も遅れてくることは避けられない状況にあります。しかし、このような状況の中で少量退職期における閉塞状況を見通し、本年度は二〇年ぶりに主任

書記官ポストの増設要求に踏み切り、相当数の増設が認められたことは、先に説明したとおりでありまして、一定の光明がさしてきたと評価し得るものであります。さらに、このほか給与面でどのような予算上、運用上の方策を採っていくべきか等については、今後の検討課題であると考えています。

### 3 書記官への付加時間の廃止と給与等への影響

(一) 書記官及び家裁調査官(以下「書記官等」といいます。)の勤務時間、これまでその他の職員の勤務時間に一週二時間を加えた週四二時間となっていました。本年四月一日から、いわゆる付加勤務時間を解消し、その他の職員と同じ週四〇時

間とすることとなったことは既に御承知のとおりです。

(二) 書記官等の付加勤務時間は、調整数「四」という異例といつてよいほど高い俸給の調整を受けていることと密接に関連していることから、これまでも、財政当局との対応を含め、極めて微妙かつ困難な問題があったところであります。

しかしながら、完全週休二日制の導入を始め、公務部門が民間に先駆ける形で勤務時間の短縮を進めてきていることや、政府部内において「一般職の国家公務員の勤務時間、休暇等に関する法律」(以下「勤務時間法」といいます。)を制定し、同法において、一般職国家公務員の週四〇時間勤務時間を明定し、長時間勤務職員としては船舶に乗り組む船員のみが残ることとなり、人事院傘下の行政省庁は、勤務態勢上どうしても週四〇時間勤務制を採用できない職員を除いては、できる限り週四〇時間勤務制に移行することとなる点等を勘案し、書記官等の付加勤務時間の解消について財政当局と折衝を行いました。

これに対し財政当局は、(予想して

がって、現時点での回収はできる限

ストと関係なく昇格可能な級におけ

消し、その他の職員と同じ週四〇時

これに対し財政当局は（予想して

いたところとはいえず）調整数についての問題意識を表明してその削減の可能性に言及するなど、極めて厳しい折衝となりましたが、結局調整数は変更せず、付加勤務時間を解消することの了解を得ることができました。

(三) したがって、当面、付加時間の廃止自体が直ちに俸給の調整数に影響するという事態は避けることができたものと考えています。

しかし、書記官等の調整数が極めて高いものであるという財政当局の問題意識は残存しているため、将来何らかの問題を契機にその削減が論議される可能性が皆無ではないと言わざるを得ません。このような事態に対しては、書記官等の職務の特殊性、複雑・困難性、実績等をもって、調整数「四」の正当性を論ずることとなります（この意味では、付加勤務時間の存在を論拠とし得なくなりました。）が、それに見合う実態の確保もその場合の重要な要素となるものと考えています。

新保企画調査部長 どうもありがとうございました。それでは次に、書記官の任用上の諸問題に移らせて

いただきます。

まず、書記官の大量退職が終了したと思われるですが、その状況と今後の書記官の任用政策についてお聞かせください。あわせて、書記官の大量退職に伴い、若手書記官が大量に誕生したわけですが、これらの若手書記官層の将来の処遇、展望等についてお聞かせください。

二 書記官の任用上の諸問題について

河野参事官 これらの問題については、金井任用課長の方からお話がある予定でしたが、本日金井任用課長には、急用のため、出席できませんので、私の方から、任用課長に代わりましてお答えすることとさせていただきます。



(河野参事官)

1 書記官の年度別退職予定と今後の任用計画

平成五年度の書記官及び有資格事務官の離職によって生じた欠員の補充として、平成六年四月期に新規に任用した書記官の数は五三八人で、昨年度に比べ八三人減少しました。その内訳は、書研養成部修了者が二一人、C.P試験合格者が二七〇人、新規の再任用者が五〇人です。

書記官の新規任用数は、平成二年度をピークに、その後徐々に減少していますが、全書記官数を各齢ごとに平準化した数は約二七〇です。その数と比べると、まだ相当多くの書記官が退職しているという状況は継続中ですが、これから説明する今後の見通しを前提とすると、現在は、大量退職から少量退職への移行期にあるということができません。

今後の見通しとしては、年間の離職者数については、定年退職のほか、自己都合等による早期退職の見通し、再任用希望の動向といった不確定要素があつて正確なところをお話しするのは難しいのですが、現時点において、それらの不確定要素も考慮に入れて、年間離職者数を予測すると、平成六会計年度は、前年度より一〇〇人近い数の減少が見込ま

れ、平成七会計年度は、更に一〇〇人程度の減少が見込まれる結果、同年度の離職者数は三〇〇人程度となる見通しです。年間離職者数は、その後も徐々に減少し、平成一〇会計年度には二〇〇人台を割り込むものと予想しています。したがって、仮に、書記官及び有資格事務官の離職者分だけ書記官を養成・補充するということにすれば、少量退職のポットム期である平成一〇年台には二〇〇人弱しか書記官の新規任用の必要がなくなるといふ計算になります。

従前から説明していますように、書記官及び有資格事務官の離職者数に対応して書記官の補充必要数が変動することは、ある程度やむを得ない面がありますが、これに伴って書記官養成数を短期間のうちに極端に変動させることは、書記官の年齢構成の平準化という観点からも、任用政策の面からも種々問題のあるところですので。少量退職期に向けての書記官の養成方針については、検討内容が相当広範囲の事項に関連するとともに書記官定員の中期的展望等将来の予測を要する種々の不確定要因があり、容易には打ち出しかねない難

しい問題ですが、後に説明する参事官室における職員制度についての検討状況をらみながら、これと連係させつつ、重要課題として更に検討していきたいと考えています。

2 大量に任命された若手書記官の少量退職期における処遇と展望

(一) 現状及び当面の情勢について  
現在、裁判所は、いわゆる大量退職のピークを過ぎ、大量退職から少量退職への移行期にあり、これから到来する少量退職期に向けて、職員の士気の低下や司法サービスのレベルの低下といった事態を招くことがないように、大量退職期に採ってきたい任用上の諸政策をどのように変更していくべきかというところに、任用政策の重点を移す必要性が出てきています。

裁判所全体の職員構成を見ると、大量に退職した幹部職員の後を継ぐべき年齢層である昭和一〇年代生まれの層が極端に薄く、幹部ポストの補充には、若手職員の登用が必要であったため、大量退職期を通じて、幹部職員は急激に若返りました。そして、大量退職のピークは越えたと

はいえ、現在でも、相当数の幹部職員の退職があるので、幹部職員の若返り現象はなお進行中です。

この若返り現象は、幹部職員のみに限ったことではありません。書記官全体を見ても、平成五年一〇月一日現在、四〇歳未満の者が全書記官の五割以上に達し、平成七年度ころまでは、この割合が更に増加していくものと推測されます。書記官資格取得後の経験年数の面から見ても、本年四月一日現在、書記官資格取得後一〇年未満の書記官が全書記官の八割に達し、また、書記官資格取得後五年以下、すなわち、書記官総合研修を受ける前の書記官が、全書記官の五割を超えるという状況になっています。

このような状況を踏まえると、現在三〇歳台後半で書記官総合研修を修了した書記官層は、むしろ職場の中核としての役割を担うべき存在になっていると言えます。

ただ、以前に比べれば全体としての裁判所書記官の経験不足は否めない事実であり、そのような裁判所の内部事情にかかわらず、国民の側からは、いつの時代にも常に一定のレ

ベルの司法サービスの提供が求められるわけで、したがって、これからは、幹部職員の登用に当たっては、この経験不足をカバーするに足る人材という意味で、高度な実務処理能力はもちろん、指導監督能力、人事管理能力、調整力、説得力、積極性等が、これまでより以上に求められることになるものと思われれます。

(二) 少量退職期について

ただいま説明しましたように、これから数年の間は、大量退職のピークを越えたとはいえ、なお相当数の幹部職員の退職が見込まれるので、昇進スピードの急激な落ち込みはなじめものと思われませんが、その先は、ここ数年来的ような昇進の形態はなくなる予測されます。

そのため、少量退職期は、昇進スピードが落ち込み、それに伴い全体的な処遇も低下すると言われており、言わば『冬の時代』というようなイメージがありますが、他方、次のような点も、念頭に置いてほしいと思います。

第一に、職員の年齢構成の完全な平準化が不可能である以上、昇進スピードについて、世代間にある程度

の不均衡が生じることは止むを得ないということですが、しかし、その不均衡の結果、職員間に著しい不公平感、士気の低下が生じ、それに伴って、司法サービスのレベルの低下を招くようなことがあってはならず、そのために、それを是正する範囲内で、可能な方策を検討するということとなります。

第二に、大量退職期には、その特殊事情から、異動や配置換えが頻繁に行われ、しかも、それらには昇進を伴うものが多かったということですから、大量退職期には、大量に退職していく幹部職員の後任補充が組織維持の観点から最重点課題であり、しかも、書記官全体の若返り・経験不足という状況の中で、極めて多数の幹部職員を養成する必要があったわけですから、そのため、オールラウンドな執務能力の育成という観点からのアプローチは決して十分ではなく、民事事件しか経験のない主任書記官や、刑事事件しか経験のない主任書記官が、大量に生まれるという問題が起りました。しかし、少量退職期には、ジョブ・ローテーションによって多方面の経験を積んでもら

い、書記官としての資質、能力を磨

伴うその期間中の臨時的任用者

の方法で対応できないと判断した場合

す。これは、資格官職に就いている

い、書記官としての資質、能力を磨いていただくことができるわけです。このように考えると、少量退職期は、個々人の資質・能力の向上、ひいては裁判所組織全体の司法サトビスの一層の充実・向上のためには、むしろ好ましい時期であるということもできます。

そうは言っても、先ほど述べましたように、極端に昇進スピードが落ち込むということになると、職員の仕事の低下を招き、ひいては、司法サービスのレベルの低下を招くおそれもあります。少量退職期に向かつての新たな任用政策の検討が必要なのは、当局も、十分承知しており、この点については、引き続き検討を進めていきたいと考えております。

新保企画調査部長 どうもありがとうございます。次に、女性書記官が相当増えています。女性書記官が育児休業等に入った場合などにおける臨時的任用者（代替要員）の確保の現状と今後の方針、それと女子職員の当直勤務の状況と今後の方針をお聞かせください。

河野参事官

3 産前産後休暇、育児休業等に

して、大量退職のピークは越えたと

らば、いつの時代にも常に一定のレ

ードについて、世代間にある程度

伴うその期間中の臨時的任用者（代替要員）確保の現状と今後の方針

育児休業制度は、子を養育する職員が育児のため離職を余儀なくされる状況をなくし、職員が仕事を継続しながら育児を行うことを容易にし、職業生活と家庭生活との調和を可能とすることにより職員の福祉を増進するとともに、職員が出産、育児を契機に離職することなく勤務することを促進して、公務の円滑な運営に資するという目的のため、平成四年四月一日から新たに発足した制度です。

新制度が発足して二年経過しましたので、初めに、この間の運用実績を簡単に説明したいと思えます。

平成四年四月一日から平成五年三月三十一日までの一年間に四六人の書記官が、また、平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの一年間には三一人の書記官が育児休業を取り、その平均期間は、平成四会計年度は約五箇月、平成五会計年度は約七箇月でした。

育児休業者の担当業務の処理については、任命権者が配置換えその他

の方法で対応できないと判断した場合には、臨時的任用を行うことになっていきますが、先ほど説明した平成四会計年度の四六件のうち、臨時的任用を行ったのは二三件（五〇％）、平成五会計年度の三二件のうち、臨時的任用を行ったのは二二件（七一％）で、その他は、事務分担の変更、配置換え等で対処しています。

この点については、職員の関心の強いところですので、いまま少し詳細に説明しますと、平成四会計年度においては、育児休業期間が三箇月以下のように短い場合には、七割程度の事例が事務分担の変更等で対処していますが、育児休業期間が一〇箇月以上の場合には、九割程度の事例で臨時的任用を行っていました。ところが、平成五会計年度においては、育児休業期間が短い場合にも、五割程度以上の事例で臨時的任用が行われるにいたっています。

なお、全職種で見た場合にも、書記官における平成四会計年度と同様の傾向が見られますが、資格官職である書記官や家裁調査官において

は、他の職種と比較してかなり高い割合で臨時的任用が行われていま

す。これは、資格官職に就いている者が育児休業を取った場合、その担当業務については、他の職種の職員が完全にカバーすることが困難であることから、地・家裁において、臨時的任用の候補者の確保に努力した結果の現れだと言えます。

ところで、書記官への臨時的任用の選考有資格者は、かつてその官職にあった者に限られるので、実際に臨時的任用を行うに当たっては、その候補者の確保に困難を生ずることも予想され、実際の運用上も、臨時的任用の候補者が確保できなかったために、事務分担の変更、配置換え等で対処せざるを得なかったという例も、少数ではあります。報告されています。最高裁としては、そのような事態を招かないためにも、各庁において、既に退職された選考有資格者及び書記官資格を有する退職予定者について、臨時的任用に関する意向の把握に努め、各庁相互に緊密な連絡を取り、臨時的任用が円滑に行えるよう下級裁を指導しているところとす。

育児休業制度が定着し発展することとは、当該職員や当該職場のみに止

まらず、我が国社会全体の健全な発展にとっても大いに意味のあることですので、退職された方及び近く退職予定の方は、この育児休業制度の趣旨を御理解いただき、声を掛けられた場合には、御協力をいただくよう、この場を借りてお願いします。

4 女子職員の当直勤務の実態

最初に、女性書記官の増加の状況について説明しますと、平成五年四月一日現在で八二六人の女性書記官があり、全書記官に占める割合は一三%弱となっており、ここ五年は、毎年一%を超える割合で占有割合が上がっています。最近五年間の新任の書記官について女性の比率を見ますと、平均で一八%弱となっており、書記官の主な給源である二〇歳台の事務官に占める女性の比率が四〇%強となっていますので、女性書記官の比率は、これからも増加していくものと予測されます。

裁判所の女子職員の当直について説明しますと、国家公務員の深夜勤務に関しては、男女均等待遇の例外として、人事院規則一〇一七（女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉）第二条によって、一八歳以上

の女子職員の深夜勤務（午後一〇時から翌日の午前五時までの間における勤務）を原則的に禁止しています。ただ、この禁止は、一定の勤務については解除されることが定められており、裁判所の宿直に關係するものとしては、同条一一号の「管理若しくは監督の地位にある職員」の勤務及び同一五号の「人事院規則一五―九（宿日直勤務）第四条の規程による勤務」の二つがあげられ、事件直については、一五号によって制限の対象外とされています。この結果、法規上は、書記官や係長以上の女子職員に対しては、事件直を命じることは可能です。ただ、現実には女子の宿泊施設の整備や安全対策等種々の問題があり、現在、裁判所において、女子職員に対し宿直を命じている例はありません。

これに対し、女子職員に日直勤務を命ずることを禁止する法令はなく、実際にも、合同当直をしている庁を一厅とカウントすると、地・家裁本庁では五二%の庁において、女子職員に対して日直を命じています。

先ほども説明しましたように、全

書記官に占める女性の割合は年々上昇しており、しかも、完全週休二日制の導入に伴い、宿日直回数が増加しているという現状を踏まえると、男子職員の負担過重感、不公平感は、相当大きいのではないかと思われるので、女子職員に対しても、日直勤務を命ずることを検討する時期にきていると考えられます。女子職員も、その協力を必要とするような情勢にあることは、御理解いただきたいと思えます。

ただ、妊娠中の女子職員及び産後一年を経過しない女子職員の日直については、人事院規則一〇一七第六條の規定がありますが、その運用としては、母性保護の見地から、原則と例外を逆転させ、これらの女子職員に対しては、原則として日直勤務を命じないこととし、当該職員が希望した場合のみ日直勤務を命ずることとする扱いとなっています。また、女性が日直勤務をするに於いての種々の環境整備への配慮も必要であるかと考えています。

新保企画調査部長 どうもありがとうございます。次に、書記官の研修等に関する諸問題に移ります

が、今後の書記官の養成、研修体系、将来の構想等についてお聞かせください。あわせて、OA研修の現状と展望ということで、パソコンの操作方法、活用方法、プログラミング等に関する研修の現状と展望についてお話しただけですがあればお聞かせください。

三 書記官の研修等に関する諸問題について

河野参事官 これらの問題についても、金井任用課長の方からお話がある予定でしたが、私の方から、任用課長に代わりましてお答えすることとさせていただきます。

1 書記官の養成及び研修体系の現状と将来の構想

現在実施している研修体系は、昭和五六年に書記官の大量退職期を目前に控えて、書研養成部及び書記官基礎研修（基礎研）の研修員の急激な増加に対応した、より効率的な研修を旨として確立されたものであり、また、書研養成部以外では、職員制度等から階層別研修を基本とし、職務研修を中心として組織側から必要とする研修ニーズを盛り込

福祉) 第二条によって、一八歳以上

先ほども説明しましたように、全

研修等に関する諸問題に移ります

ら必要とする研修ニーズを盛り込

み、能力開発研修をミックスして造られた研修体系となっております。

ところで、職員的大量退職により、ベテラン職員が多数退職し、任官後日の浅い書記官、事務官が急増し、それに伴い若手の管理者も急増し、

組織の年齢構成が大きく変化するなど、裁判所をめぐる環境は、ここ数年で大きく変化しております。

そこで、来るべき少量退職期に備えつつ、現行の研修体系の見直しを含め、研修ニーズに合致した効果的な研修の実施について検討を進めているところではあります。基本的には、大量退職期から少量退職期への移行が職員の研修に違いをもたらすものではないと考えております。すなわち、少量退職期になっても管理者層、中間管理者層、書記官・係長層という現行の職員制度が変わるものでないことから、少量退職期における研修体系としても階層別研修を基本とし、かつ、職務知識の修得を中心とした職能研修と人材育成に重点を置いた能力開発研修をミックスした現行の研修体系をとることとなるからであります。

しかし、職員の急激な若返りや職

員男女比の変化等、裁判所をめぐる環境の変化を踏まえた研修の在り方については、より詳細な検討を加えるべきものであり、正確な研修ニーズの把握が重要であることは言うまでもありません。

以上の観点から、今後必要とされるニーズを考えた場合、その一つに、「自己」の職務遂行に対する積極的な意欲と能力、新たな役割に対する対応力のみならず、豊かな感性と人間性を備えた人材の育成」があるのではないかと考えております。そこで、新たに従前の階層別、職能研修に加え、階層間を横断する研修であるとか、直接職務に関係のない研修等を企画することなどを模索しているところであります。

加えて、昨今、国際化が叫ばれており、その時代の流れの中で、裁判所だけが無縁ではいられません。かといって、書研において語学・会話を中心とする教育を実施することは考えられませんので、諸外国の文化、風土、国民性等の講演など国際化に対応した研修を取り入れることなどを積極的に考えていきたいと思っております。

平成六年度の具体的な研修の実施

については、まず、書記官層に対する研修として、「書記官実務研修」を新設しました。この研修は、書記官資格取得後五年未満の書記官を対象として、現に担当している書記官事務の遂行に必要な知識及び技能等を修得させ、事務処理能力の向上と職務意識の高揚を図ることを目的とし、担当部門別(民事、家事、少年)研修を実施することとなりました。

次いで、書記官の専門研修としては、従前から中央又は委嘱研修として、民事保全、執行・破産等の専門事件を担当する書記官を対象として、時のニーズに合致した研修を実施してきたところであります。本

年度は、委嘱研修として執行・破産事件担当書記官研修を、中央研修として家事実務(遺産分割)研究会を実施する予定にしております。加えて、本年度には、平成五年度に実施した民事実務(破産)研究会と同様、司法研修所の裁判官実務研究と合同して「民事実務(審理充実)研究会」を実施しました。今後も、このような裁判官と書記官の合同研究会の形で時のニーズを先取りした研修を

施していきたいと考えております。

また、基礎研については、その対象者が裁判所入所後間もない時期に任用された方がほとんどであり、実務経験の少ない方が多いことから、将来、少量退職期となり、書記官の補充必要数が安定し、基礎研が年一回の実施で賄えるようになったときには、その研修期間を延長して、内容の充実強化を図りたいと考えています。

次に、事務官層の研修として、平成五年度に引き続き、高裁委嘱研修として「中堅事務官研修」の実施を予定しています。

最後に、管理者層(中間管理者層)についてですが、大量退職期の影響で若い管理者層(特に中間管理者層で顕著であります)が増加したために、特に裁判部では、執務能力、管理能力等について向上を望む声が強くなっております。そこで、中間管理者層に対する研修の充実を図ることとしました。まず、新しく中間管理者層に任用された者を対象とする「新任中間管理者等研修」(この研修は高裁委嘱の能力開発研修です)について、本年度から研修期間を一日

延長して五日とし、研修内容の見直しを行った上で、公務員倫理と接遇の科目を増設する等の研修内容を充実しました。

また、中央研修として実施しております中間管理者（裁判部）研修においても、期間を一日延長し、マネジメント科目等の単位を増加し、管理者意識の高揚を図ることとしました。

## 2 O A研修の現状と展望

近時、裁判所においても、各種事務の生産性と組織の有効性を高めるために、パソコンを中心としたO A機器が導入され、個々の事務処理のO A化が図られ、それらO A機器を有効利用するための研修ニーズが高まっております。そこで、書研では、特にパソコンを中心としたO A研修の実施を計画してきたところであります。

しかし、従前、書研で研修用に使用できるパソコンはごく少数であり、パソコンを使用した本格的な研修はできず、そのため、O A研修としては、養成部の研修生及び基礎研修の研修員のうち希望者について、一定期間を設け、裁判所が開発したソ

フトを使用して、パソコンの課外授業を実施するか、中央研修の一部の研修においてパソコンの授業を数単位実施する程度の研修に止まっております。

ところが、本年春に相当台数のパソコンが書研に導入され、O A研修用の教室が新しく設置されたことから、本年度以降においては、養成部あるいは中央研修においてO A研修を実施することが可能となりました。

今後、書研においては、このような施設を十分に活用してO A研修を積極的に実施し、裁判所職員全体のO A知識等に関してのレベルアップを図るべきであることはもちろんであります。同時に、これまで各裁判所に導入され、又は今後導入されるシステムについて、十分に活用されるようにすることや、更に進んで、O A研修の指導者やシステム運用の管理者を育成していくことにも意を注がなければなりません。

今年度、書研において具体的に実施を検討している研修は、次のとおりです。

まず、養成部では、従前、民事局

作成の配当表プログラムを利用して、パソコンの課外授業、演習を実施してきたところでありますが、O A研修用の教室が設置されたことに伴い、本年度からは正規の単位として一六単位を設けました。内容としては、MS-DOS等の基本知識やロータス1-2-3等の代表的アプリケーションソフトから始めることを計画しています。

また、中央研修においては、各研修ごとに研修対象者、日程、単位数等を勘案して、O A（パソコン）に関するニーズ、研修効果を踏まえた上で、正規の日程の中に科目・単位を設けると同時に、課外授業をも充実したいと考えております。

さらに、それぞれの研修においては、課外授業以外にも、希望者が多数の場合には、O A教室を開放して、パソコンを自由に使用できるようにすることも考えられるので、それが可能かどうかも検討したいと思っております。

今後、研修内容については、全国的なO A機器の整備状況を見ながら、関係各局と協議の上、より良いものにしていきたいと考えていま

す。

新保企画調査部長 どうもありがとうございました。書記官の研修等に関連する問題で、在外研究の問題があります。在外研究の実施状況と今後の方針等についてお聞かせください。

服部第一課長



(服部第一課長)

## 3 在外研究の実施状況と今後の方針等

### (一) 実施状況

一般職の外国出張については、若手職員を在外研究員としてアメリカ、フランス及びドイツに派遣しているほか、幹部職員を司法事情研究として約二週間欧米に派遣しています。平成五年度には、司法事情研究をも派遣しました。

また、従前の一般職の外国出張者が、幹部層（司法事情研究）と若手

職員（在外研究）のみであったことから、中堅層を対象として新たに一般職の短期在外研究の制度を始め、中堅クラスの職員をアメリカ及びドイツに派遣しております。

さらに、平成五年度には、速記制度の研究のために、職員をアメリカに派遣しました。そのほか、総務庁主催の「東南アジア青年の船」への参加等による短期間の外国派遣も行っています。

(二) 外国出張の意義と今後の方針  
 司法の分野でも、国際化の流れが急速に拡大しつつあり、多くの問題が外国との関係を抜きにしては考えられなくなっております。外国人が関係する刑事事件、民事事件等が増加していることは、御承知のとおりですが、司法における相互交流も進んでおり、裁判所を訪れる外国法曹等の数も増加の一途をたどり、昨年一年間に最高裁を訪問して制度説明を受けた外国法曹等は、一二〇人余に上っています。また、現在、裁判運営の改善が大きな問題となつていますが、その検討に当たっては、外国の裁判制度の運営が参考になることも少なくありません。

したがって、裁判所職員が外国の司法制度を実際に見聞する機会を待つことは意義深いことであり、より多くの職員に外国の裁判制度の運用を肌で感じてもらい、我が国の裁判運営や司法行政の面において、その成果を生かしてもらいたいと考えています。このような観点から、今後一般職の海外派遣を充実させるための努力を続けていきたいと思っております。

最近の全国書協会報に総務局第三課の原宗鑑主任が執筆したヨーロッパの司法補助官及び書記官の実情についての記事が連載されていますが、これも前述のような外国出張の成果として、毎回楽しみにしている次第です。

河野参事官 帰国後の任用ということに若干触れますと、在外研究員であるからといって、特別の任用方針を立てて臨んでいるわけではありませんが、これまでは一三人の方に、外国法曹の応接や海外出張者の渡航手続等に関する事務を取り扱う最高裁判書課渉外係、あるいは外国の司法制度や留学生に関する事務を扱う最高裁総務局制度調査室でこれらの

仕事を担当してもらっており、そこでは直接的な意味で在外研究の知識、経験を活かしてもらっています。

もっとも、このような直接的な活用ということもさることながら、在外研究期間中に研さんを積んで身に付けられたグローバルな視野と国内だけでは得られない貴重な経験を活かし、将来の裁判所の在り方をも見据えつつ、各部署で社会経済情勢の変化に柔軟に対応した仕事をしていただければ、それも裁判所にとって大きな成果であると思います。この意味で、短期的な成果を求めるのではなく、少しく長い目で見守る必要があると思っております。

新保企画調査部長 どうもありがとうございます。それでは次に移らせていただきます。本年度中に新しい東京簡裁が開庁することですが、どのような裁判所になり、また、書記官事務に関してどのような特色があるかなどについて、お聞かせください。

四 新しい東京簡裁の開庁に伴う書記官事務等について

服部第一課長

1 新しい東京簡裁の開庁時期・組織

簡裁の適正配置の一環として、東京二三区内にある簡裁一庁が東京簡裁に統合されますが、その時期は、現在のところ、本年九月一日が予定されています。

新東京簡裁は、新宿、台東、墨田、大森、渋谷、中野、豊島、東京北、足立、葛飾及び江戸川の一一簡裁を統合し、東京二三区全域と三宅村、御蔵島村及び小笠原村を管轄する職員数約四〇〇名の大規模な簡裁となります。事務部門と民事部門が現在建設中の地下三階、地上二〇階建ての東京家裁との合同庁舎に入り、刑事部門が現在の東京高・地・簡裁合同庁舎に入る予定になっています。

新東京簡裁の組織については、現在、鋭意検討が進められているところであります。

2 新しい東京簡裁の書記官事務の特色

新東京簡裁では、事件の適正迅速な処理と充実した司法サービスを行うため、統合によるスケール・メリットを生かし、受付態勢の充実、OA化による事件の迅速処理、調停事件

処理態勢の充実等の諸施策を講じることにしています。

(一) 受付態勢の充実

庁舎一階に東京家裁と合同の総合案内コーナーを設けて事務官を配置し、来庁者に庁舎や担当係の案内等を行うとともに、調停及び訴訟の申立方法や手続の概要等を分かりやすく説明した手続案内ビデオを待合コーナーで放映することが計画されています。

また、受付相談センターを事件受付センターと分離して設けることにより、受付相談態勢を整えるとともに、受付窓口をオープン・カウンター化し、明るく利用しやすい雰囲気作りを努めることが考えられています。

さらに、相談者を円滑に相談窓口に誘導する工夫（例えば、受付相談センター内に受付状況表示システムを設置するなど）も検討されています。

(二) 事件処理のO A化

新東京簡裁には、次の二つのシステムの導入が予定されています。

- (1) 督促事件処理システム
- このシステムは、既に新大阪簡裁

で稼働を開始していますが、コンピュータを利用して、受付から支払命令の発送までの事件の進行管理を行うほか、文書作成、封入封かん等の事務を自動的に行うものです。

(2) 調停事件管理システム

平成五年度の都内一二簡裁の調停事件は、新受件数が約八、九〇〇件です。新東京簡裁は、極めて多くの調停事件を取り扱うことになり、また、調停委員が約六〇〇人に、調停室も四〇室を超えることとなります。

そこで、新東京簡裁では、全国で初めて調停事件管理システムを導入し、事件の進行管理、事件にふさわしい調停委員の選任、調停室の効率的な利用等をコンピュータによって行うことが検討されています。

新保企画調査部長 どうもありがとうございます。次に、O A機器の活用の問題であります。裁判事務におけるO A化の現状と今後の展望、調書作成用のO A機器の現状と今後の展望などについて、お話を聞かせてください。あわせて、書記官に対するワープロ支給の今後の方針やO A化の展望をお聞かせください。

五 O A機器の活用について

服部第一課長

1 裁判事務におけるO A化の現状と今後の展望

(一) 現在の状況

(1) 審理充实用ファクシミリ

高裁本庁、地裁本庁及び地裁支部に民事事件の事件当事者との事務連絡等に利用するファクシミリ（大規模支部以外の支部では司法行政との共用ファクシミリ）を導入し、審理充実事務を補助するものとして活用を図っています。

各庁においては、その効率的な活用を図るため、ファクシミリ取扱要領が定められており、事前準備の環境として、訴訟進行に開する照会、期日請書、和解条項案のやりとり等に積極的に利用されています。準備書面、証拠申出書等の送受信についても、当初の制限を取りやめてこれを許容する取扱に変更する庁が増えており、ファクシミリが審理充実に大きく寄与しております。また、刑事事件、家事事件及び少

年事件についても、事務処理の迅速化に役立ててもらうために、これまでに引き続き平成五年度も実験的にファクシミリを配布しました。配布庁の利用状況を見ながら、今後も配布拡大の可能性について検討していきたいと考えています。

(2) 事件処理用パソコンの配布

督促事件、破産事件及び執行事件についても、事件処理用パソコンを配布しています。

督促事件処理用パソコンについては、当初配布したパソコンの更新の必要が生じているので、これを機会に、最初に配布したプログラムについて、これまでの実験の結果や各庁から寄せられた要望等を踏まえて改良した上、パソコンの更新をした庁から順次配布しています。

破産事件処理用パソコンについては、破産事件の急増に対応できるように配布を拡大してきましたが、配布庁からプログラム改良の要望が数多く出されているので、今後検討していきたいと考えています。

(3) 量刑検索用パソコンの配布

刑事事件の量刑の参考にしってもらうために、量刑検索用パソコンを高

このシステムは、既に新大阪簡裁

また、刑事事件、家事事件及び少

うために 量刑検査用パソコンを

裁本庁及び地裁本庁に配布していま  
す。量刑検査用ソフトとしては、こ  
れまでに殺人罪及び業務上過失致死  
罪のソフトを配布しました。

(4) システムOAの導入

ア 大都市簡裁督促事件処理シ  
テム

平成五年四月一日から、新大阪簡  
裁において運用を開始しました。当  
初は、システムの不具合が相当数発  
生するなどの問題も生じましたが、  
それらの改修作業を進めた結果、  
現在では、システムの落ち着きつ  
つある状況にあります。

このシステムは、前の四で述べた  
ように、新東京簡裁にも導入する予  
定であり、現在、規模の相違による  
改良点の検討と具体的な改良作業を  
行っています。

イ 不動産執行事件処理システム  
東京地裁に導入を予定しているシ  
ステムです。これまでに、業務分析、  
基本設計、詳細設計、プログラム設  
計及びプログラム製造を終え、東京  
地裁の電算機室にホスト・コン  
ピュータを設置して統合テストを開  
始したところです。今後、プログラ  
ムの総合テスト、運用テスト等を

行った上、平成七年度に運用を開始  
することを目標に作業を進めていま  
す。

ウ 少年事件前歴検索システム

これまでに、家裁六庁(千葉、浦  
和、神戸、横浜、名古屋及び福岡)  
に導入しました。このシステムは、  
平成四年度に、各庁の要望等を踏ま  
えて、定型書式の印刷、交通関係事  
件の分類処理、簡易ソフトを利用し  
た統計事務等ができるように改良し  
ましたが、各庁において、非常に順  
調かつ有効に利用されています。今  
後、東京家裁に導入することを予定  
しており、現在、そのための準備作  
業をしているところです。

エ 調停事件管理システム  
新東京簡裁及び東京家裁に導入す  
ることを計画しており、開発に着手  
したところです。このシステムは、  
前の四で述べたように、調停室の予  
約、調停事件の管理、調停委員の管  
理等を目的として、開発しているも  
のです。

- (一) 今後の導入計画
  - (1) 単体OAとシステムOAの導  
入
- これまで、通信、文書作成、計算

処理、情報管理等の事務に活用すべ  
く小型のOA機器を多数配布してき  
ましたが、今後も、当面は、これま  
でどおり、言わば個別的な事務処理  
の効率化を図るために、ワープロや  
パソコン等の単体のOA機器を各職  
場に配布する形態を中心としていく  
ことになると思われます。

しかし、事務によっては、一連の  
事務処理の流れ全体を検討してシス  
テム化を図るのが相当なものもあ  
り、このような観点から、これまで  
も大都市簡裁督促事件処理システム  
等を開発してきました。現在、OA  
技術の革新は、パソコンの性能の向  
上、それに伴う集中処理から分散処  
理への移行、異種間のパソコンを利  
用できるオープン化など目覚ましい  
ものがあります。したがって、今後

も、このようなOA機器の技術動向  
を十分踏まえながら、これまでのシ  
ステム開発等の結果を十分把握し、  
分析し、そのノウハウを蓄積した上  
で、必要なシステムの開発について、  
引き続き検討を進めていきたいと考  
えています。

- (2) OA化の趣旨と今後の計画
- OA化というものは、単に便利な

機械を従来の事務の中に導入すると  
いうだけではなく、事務処理の方法  
を見直し、職場全体の事務を改善し  
ていくための一つの手段として考え  
る必要があります。

したがって、今後、効果的な裁判  
所のOA化を図っていくためには、  
裁判所の事務全体を対象として、「事  
務見直し策としてのOA」の視点を  
明確にした上、長期的構想を検討し、  
これに基づいた実行を計画していく  
必要があるものと考えています。

(3) OA機器の組織的な活用  
これまでのOA化の経過を見る  
と、一方で、相当の成果を上げてき  
ているものの、他方で、利用が特定  
の担当者に限るなどの問題点も生じ  
ています。

OA機器の導入されている部署に  
おいては、組織的な活用方策を検討  
し、有効かつ積極的な利用をお願い  
したいと思えます。

2 調書作成用のOA機器の現状  
と今後の展望

(一) 現在の状況  
補助用ワープロ及び書記官調書用  
ワープロは、当初配布したものに  
ついては機器の劣化等が生じているの

で、その更新を開始したところですが、更新に当たっては、機器の互換性の確保、裁判所全体のワープロの需要の状況、書記官が異動した場合の利用の便等を考慮して、同一メーカーの機器を標準としました。また、補助用及び書記官調書用のいずれについても、利用の便を考慮して、裁判官に配布しているワープロと同じレベルの機器を標準機種としました。機器のレベル・アップ等に伴い、これまで以上に有効に活用していただきたいと思えます。

(二) 今後の配布計画

書記官が使用するワープロについて、事務処理の効率化、仕事のしやすい執務環境の整備等の観点から、今後も、より利用のしやすい機器の整備を検討していきたいと考えています。今回、前述のとおり、裁判官に配布しているワープロと同じレベルの機器を標準機種としたのも、そのような考え方に基づくものです。ワープロの配布台数の拡大については、今後も、予算の状況等を考慮しながら、その可能性について検討していきたいと考えています。しかし、機器の劣化等により更新が必要

な機器がまだ相当数に上るので、当面は、その更新を進めていく方を優先せざるを得ないことを御理解いただきたいと思えます。

新保企画調査部長 どうもありがとうございます。

とうございました。それでは、次に、書記官事務に関する最近の動向についての問題に移らせていただきます。ここは五つの項目がありますが、第一として、書協としても関心のある民事訴訟法の改正作業の現在の状況及び今後の予定についてと民事訴訟法の改正作業を踏まえた上での書記官の審理充実事務の在り方について、お話しただけることがあれば、お聞かせください。第二として、刑事・家事・少年事件における書記官事務や書記官の役割について、首席書記官協議会などどのような議論をされているかなどについて、お話しただけることがあれば、お聞かせください。第三として、勤務時間の短縮と書記官事務の改善のところでは、書記官事務の合理化や改善について、お聞かせください。第四として、東京地裁の執行部において業務委託が行われましたが、その経緯等について、お聞かせください。第

五として、最近の書記官事務の過誤事例と過誤防止策ですが、ここでは、参考となる最近の過誤事例等でお話しただけることがあれば、お聞かせください。また、過誤防止対策等については、どのように考えておられるか、お聞かせください。

六 書記官事務に関する最近の動向について

小池第二・第三課長



(小池第二・第三課長)

1 民事訴訟法の改正と書記官の審理充実事務

(一) 民事訴訟法の改正

これまでの改正作業の経過の概要は、次のとおりです。平成二年七月に、法制審議会民事訴訟法部会において、民事訴訟手続の見直しを今後の審議事項とすることが決定された後、平成三年一二月に「民事訴訟手続に関する検討事項」がまとめられ、

各界に対する意見照会、平成四年六月から平成五年三月までの第一読会、五月から七月までの第二読会、九月から十一月までの第三読会を経て、一二月に民事訴訟法部会において「民事訴訟手続に関する改正要綱草案」がまとめられ、法務省民事局参事官室名で公表されました。この改正要綱草案について、平成六年四月三〇日を回答期限として各界に対する意見照会がされ、その結果を基にして改正要綱策定のための審議が五月から行われているところです。

今後の改正作業の予定としては、更に審議を続け、平成七年秋ごろには、法制審議会総会で「民事訴訟手続に関する改正要綱」を決定し、答申することを一応の目標としているということですが。

書記官事務に関するものとしては、送達手続の見直し、書記官の権限の拡大(訴状の補正、期日外の釈明、第一回期日前の事情聴取、督促手続、公示送達、訴訟費用額の確定、嘱託等)、調書の記載の省略等について審議が行われています。

裁判所においては、事務総局民事局が中心となって改正の検討を行っ

し、機器の劣化等により更新が必要

等について、お聞かせください。第

続に関する検討事項」がまとめられ、

局が中心となって改正の検討を

ていますが、総務局としては、改正要綱試案に関する全国裁判所書記官協議会の意見（平成六年四月五日付け）等も参考に、書記官の意見が民事訴訟法の改正作業に十分に反映され、民事訴訟の運営の在り方を改善するとともに、今後の書記官事務の在り方にとって望ましい形の法改正が実現するように、民事局等とも十分に協議しつつ、引き続き努力していききたいと考えています。

## (二) 書記官の審理充実事務

改正要綱試案に先ほど述べましたような書記官権限を拡大する考え方が挙げられているのは、書研教育をはじめとする書記官養成の充実、書記官の積み上げてきた実績等から、我が国の書記官の資質と能力の高さが評価されたことが大きな要因になっていると考えてられます。

改正要綱試案に挙げられている書記官権限の拡大、調書の記載の省略等が立法化されれば、書記官の役割が、供述調書の作成を中心とするものから、より積極的かつ主体的に訴訟運営に関わっていくものへと変わっていく大きな契機の一つになると考えられます。具体的には、書記

官が充実した法律教育を受け、訴訟関係人に近くこれと接する機会が多くなり、裁判官とともに記録を精査し、法廷に立ち会う立場にある者であることから、訴訟の全体としての進行、争点とこれに関する情報等を裁判官とともに十分に把握して、調書作成等の事務を処理するほか、訴訟関係人との連絡調整等を行い、これにより、適正迅速で納得の得られる紛争解決に能動的に寄与することが望まれていると言えます。

このような書記官の果たすべき役割の具体例として提示されたものが、書記官実務研究報告や各庁の実施要領等にあげられた事務（審理充実事務）であり、さらに、書記官の執務の在り方としては、執行部等における能動的、積極的な事務処理への取組が一つのモデルになるであろうと考えています。

審理充実事務と言いますと、何か新しい特別な事務を別途行うべきであるかのようにとかく誤解されがちですが、審理充実事務とは、計画的かつ効率的な民事訴訟の運営の中で、書記官が本来行うべき事務を能動的に行っていくべき方法を総称し

たものであり、書記官の在り方そのものの問題であることを理解していただきたいと思います。

総務局としては、大量退職の影響により、実務経験の少ない書記官が増加している現在、これまで行ってきた書記官事務を円滑に処理していくことにも困難が伴っていることは十分認識していますが、若手書記官が多いだけに、本来の職務内容としての審理充実事務の意義の浸透を図り、可能なところから一つ一つ着実に実行していくことにより、新しい書記官像を実現していく好機であると考えています。すなわち、大量退職期における対策として、各種事件の手引を作り、基本的な事務処理に遺漏のないよう努めてきましたが、これとともに、「なぜ、そのような事務を行うのか。」「この事務処理により、どのような結果と影響が生じるのか。」等ということを考える書記官を育てていくことが極めて大切であり、審理充実事務とは、その実践の一つの形であると言えるからです。

このような認識のもと、平成五年度の民事首席書記官協議会において、書記官の審理充実事務の推進をテーマに協議が行われ、また、本年五月には、司法研修所及び書記官研修所の共同で民事実務（審理充実事務）研究会が開催され、審理充実事務について民事事件担当の書記官が裁判官と共同の研究討議をする機会が持たれ、非常に有益な討議、研究が行われました。また、本年度には、高裁管内の地裁において行われる主任書記官等による民事実務に関する研究会等に、総務局の担当者が参加して、第一線の実務を担当する書記官と率直な意見交換の場を設けたいと考えています。このような協議会、研究会等の場で、現場からの率直な意見を聴取して今後の総務局の政策推進の参考にするとともに、参加者各自も、そこで得た成果を現場に持ち帰り、日々の執務、後輩の指導等に生かしてもらいたいと思います。

なお、総務局としては、今後とも、関係各局、研修所等と協力し、あらゆる機会をとらえて、審理充実事務の意義と必要性、書記官の果たすべき役割等について、各庁の裁判官、幹部職員、個々の職員に対して説明し、これを促進する多角的な方策を講じていきたいと考えています。

## 2 刑事・家事・少年事件における書記官の役割

### (一) 刑事事件における書記官の役割

近年、民事訴訟における審理充実事務に代表されるように、訴訟運営に対する書記官の積極的な関与が強く求められています。刑事訴訟における書記官の関与の在り方は、書記官の「事前準備」という形で既に規則上に規定されています。しかしながら、現状は、事前準備の必要性の認識が薄れ、形式的な運用にとどまり、必ずしも有効に機能していないのではないかと、いう危惧の念が寄せられています。

そのような問題意識から、平成四年度の刑事首席書記官協議会のテーマにも取り上げられたことは、昨年の座談会でも紹介させていただきましたとおりです。しかしながら、依然として各地の第一審強化方策協議会において、検察庁から弁護士会に対し「示談書等は事前に提出する旨の連絡をいただきたい」旨の申入れがされています。このことは、書記官からの弁護士に対する公判準備の促しが未だ十分にされていないことも意

味しているわけで、書記官事務の問題点としてもとらえておくべきであろうと思われまゝ。

平成四年には公職選挙法の百日裁判の規定が改正されましたが、この裁判の実現は書記官の積極的な事前準備を抜きにして考えられないと言っても過言ではありません。このような事件をいつ担当してもまごつかないように、特に問題のないようかみえる事件であっても常日ごろから事前準備の重要性に思いを致し、各自で工夫しながら積極的に進行管理を行っていただきたいと思ひます。

### (二) 家事事件における書記官の役割

社会経済情勢や価値観の変化、国民の権利意識の高揚、核家族化による家庭観の変化等により、家庭裁判所の紛争解決機能に寄せる国民の期待が大きくなり、また、家事事件の内容が複雑困難化しています。このような状況の中で、とりわけ家事調停、家事審判の適正迅速な運営が家庭裁判所に強く求められていると思われまゝ。そこで、家事事件担当の書記官が適正迅速な事件処理を実現

するためにどのような役割を果たすことができるかを考えていくことが重要であると思ひます。

個々の事件を担当する裁判官、書記官等が共通の認識をもち、相互に連携し、協働する態勢が必要なことは、事件の別を問いませんが、家事事件においては、携わる職種が多いこと、当事者と相対する機会が多いことなどから、他の事件以上に、書記官が積極的に関与していく局面が多くあると思われまゝ。ただ、これらの事件に対する書記官の関与の仕方は、庁によってかなり様々であり、全体としては、必ずしも活発であるとは言えない状況にあるように思われます。

本年度は、家事首席書記官協議会を開催する予定ですが、家事事件の処理を通じて、家事事件における書記官の担うべき役割について協議していただきたいと考えています。

### (三) 少年事件における書記官の役割

少年事件についても、進行管理事務の重要性が指摘されていますが、少年事件は、事件の受理から終局に至るまで、通常の裁判手続とは違つ

た付随的な事務がいろいろとあり、書記官の職務内容も多岐にわたっています。これらの事務を積極的に行わなければならない書記官の役割

は、他の事件におけると同様に大きいということになります。現状は必ずしも少年事件係の書記官室は活発であるとは言いきれないと思ひます。それは昨年の座談会でお話ししましたように、平成五年一月の少年首席書記官事務打合せで問題提起されているところからもうかがえます。しかし、その一方、同打合せにおいて、積極的に記録を検討し、必要に応じて自主的に関係機関と連絡折衝するなど意欲的に仕事に取り組んでいる書記官のことも紹介され、意を強くしている次第です。同打合せで出された意見の幾つかを紹介しますと、①事前点検の際に必要事項をメモするなど工夫次第で、記録が常時書記官のもとになくても事件の進行管理は行えるのではないかと、②否認事件や身柄事件については、十分に記録を読むことが重要であり、

もし、事前点検の際に十分に読むことができなかった記録についてはメモしておき、必要なときに調査官か

効に活用されるよう運用要領を定め

が未だ十分にされていないことも意

書記官が適正迅速な事件処理を実現

至るまで、通常の裁判手続とは違つ

モしておき、必要なときに調査官が

ら記録の一時返還を受けるなり、調査官室で記録を読むなりすることをすべきではないか、③少年と被害者との供述に一致しない点があるとか、共犯関係者における供述が妙に合い過ぎていたりなどを裁判官に報告できるくらいにまで記録を精査し、

に組み組んでいただくことを期待しています。

### 3 勤務時間の短縮と書記官事務の改善

最近の勤務時間短縮の動き及びいわゆる書記官等の付加勤務時間の解消に伴う事務の改善については、報告書の削減その他種々の工夫がされているところですが、書記官事務についても、限られた勤務時間で事務処理を行えるよう、不必要な事務の見直し、合理的でない事務処理方法の改善、効率的な事務処理のための

の執務環境の整備等に取り組んでいます。

明らかにし、又は訴訟物を特定するために必要な部分である場合を除外し、当該別冊部分の契印を省略しても差し支えない旨の見解を示しました（平成五年六月三〇日付け最高裁総三第四八号総務局長、民事局長、行政局長通知「民事事件及び行政事件の判決正本等における製本された別冊部分の契印の省略について」参照）。

裁判記録等の契印の関係については、従前は民事事件、行政事件及び家事事件の記録に編み込まれる文書（口頭弁論調査書、証人調査書、速記録、家事事件調査報告書、現況調査報告書等）の原本には契印機の使用ができませんでしたが、これらの原本にも、一定の文書（裁判書、和解調査書、調停成立調査書等）を除き、契印機の使用ができるように改めました（平成五年六月三〇日付け最高裁総三第四四五号事務総長通達「契印に準ずる措置に関する事務の取扱いについて」の一部改正について（参照））。

往々にして、少年事件担当書記官は、記録を常時手元に保管できない状況にあることから、記録の精査をあきらめがちですが、以上の意見は、工夫次第では記録の点検も十分に行うことができることを示唆していると思われる。記録が手元にならないからといって記録の精査を放棄してしまえば、書記官の存在価値さえ失いかねません。少年事件担当書記官が、適正迅速な事務処理を実現するためにどのような役割を果たすことができるかを考えていくことが重要であると思います。日々の執務についても創意工夫を凝らし、意欲的に仕事

民事事件及び行政事件の判決書の正本又は謄本の作成については、近年、大規模かつ複雑な訴訟において判決書が大部になり、判決書の正本等の作成事務の負担が増大している状況に鑑み、判決書が「何々は別冊のとおり」と記載してその一部を別冊にしている場合において、当該別冊部分が、のり付けで強固に製本され、かつ、付されたページ数又は丁数によって連続性が担保されているときは、一定の場合（別冊部分が既判力の主観的範囲若しくは認容額を

効に活用されるよう運用要領を定めました（平成五年二月二七日付け総務局第三課長事務連絡「郵便規則の改正について」参照）。

物件明細書の作成については、書記官実務研究のテーマとして取り上げてもらうよう書研にお願いし、その成果が、平成六年三月に、平成四年度書記官実務研究「不動産執行事件等における物件明細書の作成に関する研究」として刊行されました。この研究には、売却条件の認定における論点について、多くの記載例が登載されているので、実務における物件明細書作成の指針として、大いに役立つものと考えています。

能率器具の配布については、昨年に引き続き検証用補助機器としてビデオカメラを配布しました。ビデオカメラを使用する際の留意事項を取りまとめた資料「検証等におけるビデオカメラの活用について」は、昨年度にビデオカメラを配布した庁からの意見等を参考に改訂し、ビデオカメラ配布庁に配布していますので参考にしていただきたいと思います。今後のビデオカメラの配布については、配布されたビデオカメラの

送達事務については、郵政省と折衝した結果、平成六年一月二四日から、配達指定制度が日曜日及び休日にも拡大されたため、この制度が有

送達事務については、郵政省と折衝した結果、平成六年一月二四日から、配達指定制度が日曜日及び休日にも拡大されたため、この制度が有

送達事務については、郵政省と折衝した結果、平成六年一月二四日から、配達指定制度が日曜日及び休日にも拡大されたため、この制度が有

送達事務については、郵政省と折衝した結果、平成六年一月二四日から、配達指定制度が日曜日及び休日にも拡大されたため、この制度が有

送達事務については、郵政省と折衝した結果、平成六年一月二四日から、配達指定制度が日曜日及び休日にも拡大されたため、この制度が有

送達事務については、郵政省と折衝した結果、平成六年一月二四日から、配達指定制度が日曜日及び休日にも拡大されたため、この制度が有

送達事務については、郵政省と折衝した結果、平成六年一月二四日から、配達指定制度が日曜日及び休日にも拡大されたため、この制度が有

利用状況等を考慮して、順次整備を図りたいと考えております。

これらの改善は、それ自体は小さなものですが、今後このような工夫を積み重ねて、勤務時間の短縮に対応するように努めていきたいと考えています。

#### 4 委託

東京地裁執行部では、近年不動産競売申立事件が急増し、未済事件も増加して職員の負担が相当重くなっていたところ、これに追い打ちを掛けるように銀行等の金融機関が不良債権を償却するため、東京地裁に対し、大量の不動産競売申立てを行うという動きが出てきました。

そこで、平成六年度予算要求において、東京地裁執行部等における緊急事態に機敏に対応するため、例外的な措置として、執行事件に関する事務のうち委託が可能な事務を外部業務委託するための経費を予算要求しました。幸い財政当局からこの業務委託経費が認められましたので、東京地裁執行部における業務のうち、委託が可能な事務について、裁判所職員OBの中から業務に従事す

る者を確保することができると司法協会に業務委託をすることとしたものです。

具体的な委託業務は、不動産執行受付事務、債権届出書の発送、記録の貸出し、各種送達等の補助業務であり、四月一日から、合計一二人の者が司法協会から来て、これら補助事務を円滑に処理しています。

なお、委託業務従事者は、いずれも裁判所職員(書記官)OBであり、事務の遺漏の防止、プライバシーの保護に十分配慮しているところで

また、今回の業務委託は、平成六年度予算要求においてした民事執行事件処理の充実強化のための書記官の増員要求を更に補完する必要がある緊急事態に対処するためのものです。このように委託が可能な事務について業務委託することは、適正迅速な事件処理に有用であるばかりでなく、裁判所職員の退職管理にも有効であると思われることから、今後このような業務委託の利用については検討していくべき課題であると考えています。

坂井参事官



(坂井参事官)

#### 5 最近の書記官事務の過誤事例と過誤防止対策

昨年の座談会でも話題になりましたが、以降も、残念ながら事件記録の紛失をはじめとした書記官事務に関する職員による事務処理上の過誤が新聞等に報道されるなど、裁判所に対する国民の信頼が損なわれるおそれのある事態が生じております。繰り返してお話することになります。

まず、一人の書記官や事務官のちょっとした日常の気の緩みから過誤が生じた場合、その書記官なり事務官一人の責任問題にとどまらず、裁判所全体が国民から批判を受けることになり、損なった信頼を回復するためには、計り知れない努力が必要となることを職員全員が肝に銘じて、日ごろから法律、規則、通達等の趣旨を十分に理解した上で、確実な事務処理を行うよう心掛けていた

だいたいと思います。平成五年度の長官所長会同においても、「近時、緊張感を欠くと言わざるを得ないような過誤事例、さらには、国民の裁判所に対する信頼を損なう不正行為が起きていることは遺憾に堪えない。裁判所全体として改めて職責の重大性に思いを致し、職員一人一人が、司法の担い手であるという自覚と誇りを堅持し、熱情を持って職務遂行に当たる必要性を痛感する。」旨が最高裁判所長官から訓示されました(平成五年七月一日付け裁判所時報参照)。

昨年の座談会以降に起きた過誤の原因も一言で言えば、日常における書記官事務のマンネリ化ということだと思えます。目的意識を持ち、緊張感をもって事務を処理していればすべて事前に防げたと言っても過言ではありません。

事件記録の紛失は、典型的な過誤事例であり、昨年度も依然として跡を絶たないところから、記録の保管について、繰り返しお話しさせていただきたいと思えます。つまり、その日に各人が記録保管ロッカーから出した記録を確実に把握し、執務時

間終了間際に保管ロッカーへ収納する際に、出していた記録のすべてが存在するかを必ず確認する姿勢を確立していただきたいということです。それから、裁判官室に提出した記録が戻されていなかった場合には、往々にして裁判官が持ち帰るのだろうと推測してそのままにされがちですが、記録の保管責任者は書記官なので、遠慮なく裁判官に記録の所在について確認する姿勢をもっていただきたいということです。

送達事務の過誤事例として、起訴状謄本が被告人に送達されていないことが公判期日で判明し、調べてみると、弁護士に同じ謄本を二通送達していたという刑事事件の事例がありました。この事例は、第一回公判期日が早期に開かれていたため、公判廷で交付送達をすることで事なきを得ましたが、これも、起訴状謄本の送達の意味をしっかりと認識していれば、弁護士へは送達の必要がないことは分かるわけですし、また、記録を精査する習慣があれば、被告人への送達報告書がないことに気づき、事前に送達することができたは

ずです。これも目的意識及び緊張感を欠如したための過誤と言えましょう。民事事件では、A債務者に対する支払命令正本をB債務者に、B債務者に対する支払命令正本をA債務者に送達するという事例がありましたが、これも、封筒の名あてと内容物の確認をして封をするという基本的な事務があれば防げた事例であり、確実な事務を心掛けることで足りたわけです。

このような書記官事務の過誤の発生が跡を絶たない状況を踏まえて、総務局では、過誤防止の観点から、首席書記官協議会等の機会をとらえ、各庁に対して実際に生じた過誤事例を紹介しています。それには、参考までにその庁でその後採った対策も併せて紹介してあります。これらが首席書記官から何らかの形で職員に紹介され、自分の庁の態勢は大丈夫か、過誤防止対策としてこれで十分かといった観点から議論、検討が加えられれば、過誤を防ぐことができるでしょうから、他庁で生じた過誤を決して対岸の火事視しないでいただきたいと思えます。また、書記官事務等に過誤が生じた場合に

は、決して一人で解決しようとして問題を抱え込むことなく、直ちに、直属の上司等に報告し、次善の策等を講じることが必要です。このような上司等への報告が遅延した場合、同種の過誤の発生を未然に防止することができなくなりますので、早期報告の必要性と重要性を再認識していただきたいと思えます。

なお、平成四年八月以降、書記官事務に関する基本的通達が改正され、その概要を説明したものをこの度執務資料として刊行しましたが、是非とも通達の趣旨を理解し、チェック態勢の確立を要請しているものについては実質的な点検をしていただきたいと思えます。

新保企画調査部長 どうもありがとうございます。次に速記問題の検討の項ですが、昨年総務局第三課に速記官三名が事務官として配置され、速記問題等について検討しておられるとのことですが、検討経過などについて、お話しいただけることがあれば、お聞かせください。

### 七 速記問題の検討

小池第二・第三課長

御承知のように、速記問題を中長期的な視野にたつて総合的、多角的に検討するために、昨年、三名（六月一日付け二名、九月一日付け一名）の速記官が総務局第三課に事務官として配置され、現在、課員と一緒に速記事務を取り巻く様々な問題の検討を進めております。

速記問題の検討の状況については、適宜、速記官だけでなく広く書記官等にもお知らせしていくつもりですが、幾つかの問題についてのこれまでの検討経過等を簡単に紹介したいと思います。

(1) 速記タイプライターの供給確保

裁判所における機械速記にとって速記タイプライターは必需品であることから、その本体及びこれを構成する個々の部品や消耗品の継続的製造及び安定的供給を確保することは最も重要なことです。

しかし、速記タイプライターが裁判所でしか使用されない少数特注製品であること、OA化の進展する中でタイプライターの経営事情等を考えますと、いろいろと難しい問題が生じています。



において保存期間五〇年を経過した判決原本が相当の分量になり(保存期間五〇年を経過した判決原本の厚さは、例えば、東京地裁、大阪地裁では、百数十メートルにも及んでいゝ)、記録庫が狭あいになったこと等の理由によります。

その後、日弁連、学者、学術団体等から判決原本の永久保存を求める声が高まる中で、国立大学の有志からなる学者グループ(判決原本の会)が、最高裁に対し、今後の学術研究に資するために、保存期間が満了したすべての判決原本を高裁管内別に大学図書館等へ移管し、永久保存とするよう申し入れてきました。

これらの動きに対して、高裁を通じて下級裁に判決原本の移管について意見照会したところ、ほとんどの庁が賛成したこともあり、移管後の判決原本の保存、管理が適正に行われるのであれば、国立大学図書館等への移管の申入れに応じることに特段の支障はないと判断し、昨年一月八日付けの総務局長書簡によって、下級裁に対し、保存期間の満了した判決原本の廃棄を留保するよう連絡しました。

現在、移管の受入れを希望する大  
学側の代表者との間で、具体的な移  
管の方法や手順についての話し合いを  
行っています。

#### 坂井参事官

#### 2 通達の改正

#### (一) 仮既済処理通達の改正につ いて

昭和四一年一〇月七日付け事務総  
長通達「民事事件および行政事件の  
仮既済処理の実施について」の改正  
を検討しています。

主要な検討事項としては、①民事  
訴訟事件、行政訴訟事件及び民事執  
行事件について、仮既済とした日か  
ら手続の進行がなのまま一定期間が  
経過した場合には、記録及び事件書  
類を保存に付し、保存期間満了後に  
廃棄することができないか、②債権  
差押事件については債権の取立て等  
ができるようになった日から、督促  
事件については支払命令を発した日  
又は仮執行宣言をした日から、一定  
期間が経過した場合には、記録又は  
事件書類を保存に付し、保存期間満  
了後に廃棄することができないか、  
③新通達の実施の際、既に①、②の  
一定期間を経過している場合には、

その経過した日に記録又は事件書類  
を保存に付したものと取り扱  
うことができないかという点を中心と  
して検討を進めているところです。

#### (二) 押取物通達の改正について

現在、押取物通達の改正を検討し  
ています。改正に当たったの方針と  
しては、第一に、過誤防止の観点か  
ら、個々の事務処理における責任の  
所在をより明確化すること、第二に、  
現行通達施行後に照会回答等によ  
って積み重ねられた取扱いを盛り込む  
こと、第三に、事務の合理化を図る  
こと、という点を考えています。

#### 3 訟廷執務資料の刊行

#### (一) 「受付分配通達等の概要につ いて」の刊行

昨年の座談会で紹介しました改正  
通達の概要が訟廷執務資料第六二号  
として本年三月に刊行されました。  
これには、「受付分配通達」、「帳簿諸  
票通達」、「保管金通達」の概要が盛  
り込まれています。先ほども申し上げ  
ましたが日常の事務を確実に行う  
ためにも通達をそばに置いて、執務  
の参考にしていただきたいと思っ  
ています。

#### (二) 「事件記録等保存規程の解説」

#### の刊行

これは、「事件記録等保存規程の解  
説」(訟廷執務資料第三七号)の改訂  
版で、昨年度から作業を進めている  
ものです。都合により、発行が遅れ  
ていますが、仮既済処理通達の改正  
が済み次第、この点も盛り込んだ上、  
早期に刊行したいと考えています。

#### 4 裁判事務能率器具等の配布と 消耗品の節約

平成五年度における裁判事務能率  
器具等の配布については、厳しい財  
政状況の下で、緊急性の高い備品の  
整備を優先した結果、録音機、録音  
機用マイクロフォン、事件記録用二  
穴パンチ等の配布数量の調整を行わ  
ざるを得ませんでした。書記官層  
の要望が強く緊急性の高い書記官用  
ワープロの更新については、補助用  
ワープロも調書用ワープロも富士通  
オアシス30AX401をカット  
シートフイダ付きを標準機種とし  
て、相当数の整備を行いました。

消耗品の関係については、ビニ  
ル表紙、分界紙等の要望数が増し、  
新受事件数の伸び率を大幅に超えて  
いたため、要望数とおりの配布は行  
いませんでした。ビニール表紙につ

いては、平成二年に種々の改良を行ったため、古いタイプの表紙を全く再利用せず廃棄している庁もあるようであり、このような古いタイプのビニール表紙の再利用率の低下が要望数の急増の主因となっていると思われまふ。当分の間は、古いタイプのビニール表紙の再利用をしていただきたい。また、事件番号表示紙については、裏面の利用をするなど適宜の方法で節約し、分界紙については、損傷の程度が少ないものの再利用に努めていただきたい。

新保企画調査部長 どうもありがとうございました。それでは最後に、昨午東京地裁で裁判所職員が事件当事者に殺傷されるという大変痛ましい事故が発生しましたが、その後の東京地裁及びその他の庁の緊急事態の対応策の実情などについて、お聞かせください。

それと人事局任用課に新参事官室が生まれておりますが、書記官に係したことで、どのようなことをされているのか、お話しただけのことがあるれば、お聞かせください。

## 九 その他について

### 坂井参事官

#### 1 法廷等における緊急事態の対応策

事件の後、東京地裁民事部では、平成五年一月六日東京地方裁判所民事部裁判官申合せによる「法廷等における民事事件の当事者等に対する危害の防止対策実施要領」が策定され、これは、同年一月二十七日付で最高裁事務総局民事局長、刑事局長及び家庭局長連名の書簡により、各庁における危害防止対策の参考にする趣旨で、全国の下級裁に知らされております。各庁では、これを参考に、緊急事態の対応策に取り組んでいると思われまふ。

なお、平成五年六月二二日付で、最高裁事務総局民事局長、刑事局長及び家庭局長連名の書簡の中で、各庁の警備要領や警備担当者の教育方法の見直し、家庭裁判所との連絡、代理人である弁護士との協力体制（事故防止のための弁護士からの情報提供）などの確立を依頼しています。これに基づいて、各庁では、例えば、第一審強化方策協議会におい

て事故防止を議題に協議を行うなど、緊急事態の対応策が検討されていると思われまふ。

### 中山給与課長

#### 2 人事局任用課の新参事官室

どのような組織においても、執務態勢を含めた制度・組織の在り方全般について常に検討し見直しを図っていく姿勢が大切です。裁判所をめぐる客観的な状況を見ますと、社会的に価値観が多様化する中で、事件の種類を問わず訴訟が複雑困難化し、あるいは外国人事件の増加に見られるような国際化や民事訴訟法の改正作業といった訴訟のより迅速化を目指した動き等、国民からそのニーズにきちんと応えられるきめの細かい司法サービスを求められている時代であると思われまふ。

が、そのような中で、少量退職期に向かうこの時期は、ある意味では、職員制度全般について、従来の在り方を見直し、その改善に向けた検討を行う良い機会ではないかと考えています。

しかし、職員制度の問題は、様々な職種相互間で複雑に関連する事項も多く、検討すべき事項が多岐にわたるところから、関係部局との検討調整にもかなりの時間を要します。

そこで、最高裁では、その本格的な検討を集中的に行うため、新たな検討態勢を組むこととし、本年一月に、事務総局内に参事官室を設置して、参事官の下に、職務経験や資格等が様々なスタッフを配置し、その検討を始めたところです。

この参事官室では、裁判所組織の更なる活性化、国民に対する司法サービスの一層の向上等に向けて、職員の処遇や執務態勢を含めた裁判所の組織の在り方全般について、中・長期的な視点で検討を進めることとなりますが、検討に当たっては、裁判所の内外を問わず、広く各方面の意見を聞くこととしております。先にお話の出た書記官養成数の問題等も、この職員制度の検討を離れて論じることではできませんし、基本的に、将来のあるべき職員制度や裁判所の執務態勢という問題は、書記官に大きく関わってくる問題ですので、その意味でも、書記官層にはこれらの問題について真剣に検討いただき、問題意識や種々の意見、提言を積極的に参事官室にぶつけていた

だきたいと考えております。参事官室も同様の希望をもっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

新保企画調査部長 どうもありがとうございます。ございました。これをもちましてお聞きしたことが終了しましたので、進行役を下ろさせていただきます。どうもありがとうございます。

斉藤総務部長 以上をもちまして、座談会を終了させていただきます。閉会に当たり、会長から御挨拶を申し上げます。

大林会長 本日はどうもお忙しい中を長時間にわたり、多くのテーマについて、大変有意義なお話を伺わせていただきました。どうもありがとうございます。

この結果は、早速全国の会員に伝えますとともに、書協としまして、本日のお話を念頭において活動を続けて参りたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしく御支援くださいますようお願い申し上げます。

本日はどうもありがとうございます。

以上



夾竹桃

... 第一号... 第二号... 第三号... 第四号... 第五号... 第六号... 第七号... 第八号... 第九号... 第十号... 第十一号... 第十二号... 第十三号... 第十四号... 第十五号... 第十六号... 第十七号... 第十八号... 第十九号... 第二十号... 第二十一号... 第二十二号... 第二十三号... 第二十四号... 第二十五号... 第二十六号... 第二十七号... 第二十八号... 第二十九号... 第三十号... 第三十一号... 第三十二号... 第三十三号... 第三十四号... 第三十五号... 第三十六号... 第三十七号... 第三十八号... 第三十九号... 第四十号... 第四十一号... 第四十二号... 第四十三号... 第四十四号... 第四十五号... 第四十六号... 第四十七号... 第四十八号... 第四十九号... 第五十号... 第五十一号... 第五十二号... 第五十三号... 第五十四号... 第五十五号... 第五十六号... 第五十七号... 第五十八号... 第五十九号... 第六十号... 第六十一号... 第六十二号... 第六十三号... 第六十四号... 第六十五号... 第六十六号... 第六十七号... 第六十八号... 第六十九号... 第七十号... 第七十一号... 第七十二号... 第七十三号... 第七十四号... 第七十五号... 第七十六号... 第七十七号... 第七十八号... 第七十九号... 第八十号... 第八十一号... 第八十二号... 第八十三号... 第八十四号... 第八十五号... 第八十六号... 第八十七号... 第八十八号... 第八十九号... 第九十号... 第九十一号... 第九十二号... 第九十三号... 第九十四号... 第九十五号... 第九十六号... 第九十七号... 第九十八号... 第九十九号... 第一百号...